

車両単位での新たな相互承認制度の創設

現状

- 自動車の安全確保・環境保全のため、製造された自動車は、個別に国の定めた基準に適合しているかの審査が必要。しかし、自動車は規格大量生産される性格上、型式毎に審査を行い、一台毎の審査を省略している。**(自動車の型式指定制度)**
- また、自動車の輸出入に際し、国際協定(※)の加盟国が国際基準に適合していると認めた自動車の装置について、他の加盟国での型式指定の審査は不要とされている**(自動車の装置の相互承認制度)**

(※)「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定車両等の型式認定相互承認協定」(1958年協定)

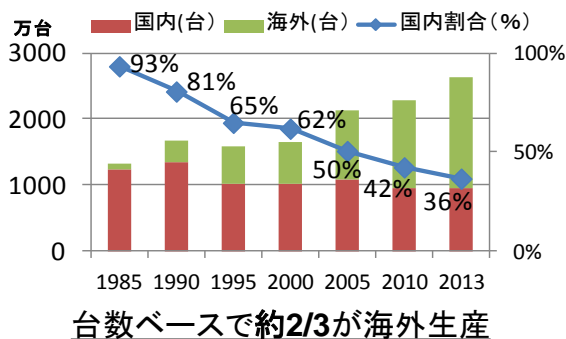
- ・1958年に締結された国連の多国間協定であり、安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進。平成26年(2014年)10月現在、50か国、1地域(EU)が加入。
- ・我が国は平成10年(1998年)11月24日に加入。



課題

- 近年では国内生産された自動車のうち半数が海外に輸出されており、**輸出競争力を維持していくことが、国内産業立地、雇用の確保のために不可欠**である。

(海外生産の増加と国内生産の減少)

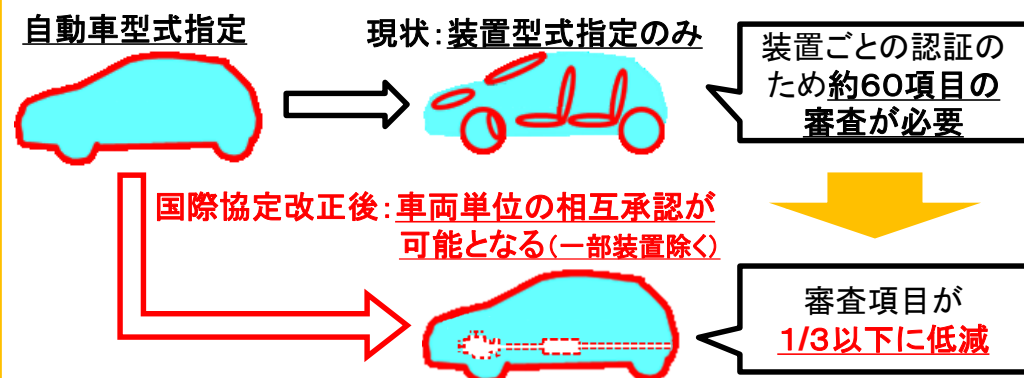


- このため、相互承認制度の更なる合理化を図る観点から、**我が国提案により、車両単位での新たな相互承認制度の創設が検討**されてきたところ。

- 今般、上記の制度の創設を盛り込んだ協定の改正が**平成28年3月に発効**する予定となっており、**これに対応する国内法の整備を速やかに行うことが必要**。

改正内容

国際協定の改正に対応した車両単位の相互承認制度を創設



効果

車両単位の相互承認の実施により、**審査項目が大幅に省略可能(60項目→20項目)**となり、自動車産業の国際競争力の確保が図られる。

図柄入りナンバープレートの実施のための新たな交換制度の創設等

現状・課題

- 近年では、ナンバーの4桁の数字を希望により決定出来る「希望番号制」の導入(平成11年)、地域の要望を踏まえナンバーの地域名を定める「ご当地ナンバー」の導入(平成19、20年(第一弾)、平成26年(第二弾))等、**ナンバープレートを多角的に活用する取組みを進めて来ているところ。**
- 今般、地方からの強い要望を踏まえ、諸外国の取組みも参考にしつつ、**図柄入りナンバープレートの交付を可能にすること**により、自動車の魅力向上、地域振興、観光振興等を図っていくことが必要。
- しかしながら、現行制度においては自動車の**ナンバープレート**の様式は無地に数字等を加えたのみの**画一的なものしか認められておらず、希望による交換も認められていない。**

- ・ニューヨーク州の例
公園パスポート購入者に対し交付され、州の観光振興に資する事業に充てる寄附金付きプレート



- ・2000年シドニーオリンピック特別プレートの例

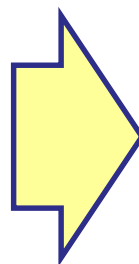


改正内容

現行

ナンバープレートの再交付は、滅失、毀損等の場合に限られる。

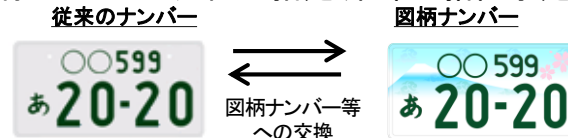
→図柄入りナンバープレートが実現しても、自動車を新たに購入したり、引っ越しにより住所が変更となった等の場合しか、当該プレートの交付を受けられない。



改正案

滅失、毀損等の場合のほか、希望により図柄入りナンバープレートに交換することを可能とする制度を設ける。

※図柄については大臣が指定(省令で措置予定)



効果

ナンバープレートの多様な活用を図ることを通じ、自動車の魅力の更なる向上、地域振興・観光振興等を推進。

その他改正事項

ナンバープレートカバー等の装着といったナンバープレートの視認性を阻害する行為の禁止を法律で明確化

- **ナンバープレートを被覆しないことその他のナンバープレートの視認・識別が困難となるおそれがない方法で適切な位置に表示しなければならない**旨を規定



(カバー)



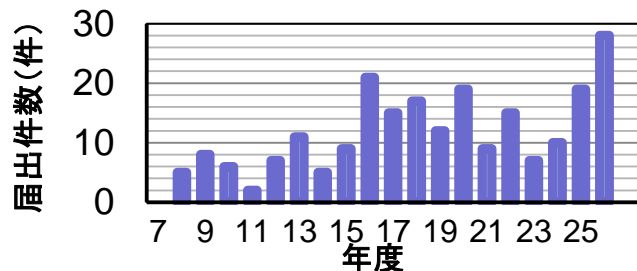
(隠蔽(下向き))

リコール制度に係る装置メーカーへの対策強化

現状・課題

- 自動車メーカーの垣根を越えた**装置の共通化・モジュール化**が進む中、**複数の自動車メーカーによる改善措置が大規模となる事象も発生**。
- 今般のタカタのエアバッグ事故のように、**装置メーカーには直ちに必要となる技術情報や納入先自動車メーカー等の情報が蓄積されている**一方で、現行の道路運送車両法では、リコール実施に必要な情報の**報告徴収・立入検査の対象は、自動車メーカーのみに**限られている。

大規模リコール(対象台数10万台以上)の届出件数推移



装置別のリコール件数及びその割合(上位4装置)

装置名	平成20年~24年平均年間の件数	全体の割合
動力伝達装置	40	12.1%
制動装置	36	10.9%
電気装置	35	10.5%
燃料装置	35	10.5%

部品の共通化によるリコール対象車の拡大例

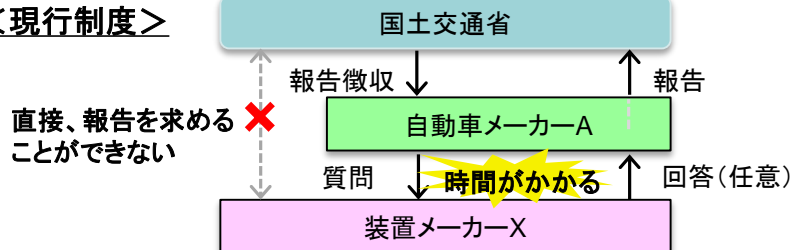
装置名	届出日	企業名	台数
エアバッグ(タカタ) (インフレーター不良)	H21~ H27.1	トヨタ 他11社	305万台
シートベルト(芦森工業) (衝突時のロック不良)	H25.7	スズキ 他1社	25万台
バス扉(泰平電機) (走行中に開くおそれ)	H26.6	いすゞ 他3社	3200台

改正内容

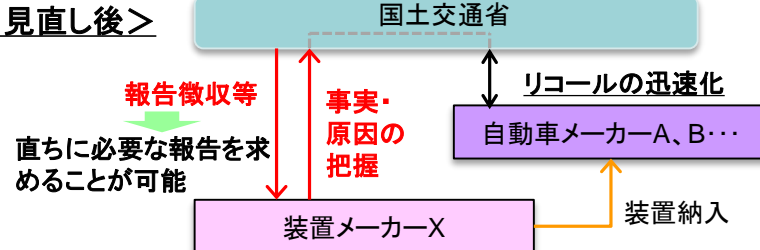
自動車メーカーによる、より迅速かつ確実なリコールの実施を促進するため、リコールの実施に必要な**報告徴収・立入検査の対象に装置メーカーを追加**

【装置が基準不適合の場合】

<現行制度>



<見直し後>



効果

装置メーカーが有する技術的情報等を活用し、迅速かつ確実なリコールが実施されることにより、自動車の使用における安全・安心が向上。

現状・課題

○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、法人統合等を行うことが必要。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)(抄)

【交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人】

○上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。

【自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定】

○自動車検査登録業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管し、これに伴い所要の人員を同法人に移管する。事務及び人員の移管は、平成28年度から順次速やかに実施し、平成30年度開始までに完了するものとする。

改正内容

○自動車検査独立行政法人及び交通安全環境研究所を統合し、新たな独立行政法人「自動車技術総合機構」を設立する。

○国の自動車登録業務のうち登録のために必要な確認調査に関する事務を新法人に移管



効果

例えば、膨大な検査情報の中からリコールの可能性のある基準不適合情報を分析することにより、リコールの迅速化が図られる等、自動車の使用における安全・安心を確保

回送運行許可制度に関する規制の緩和

回送運行許可制度：

新車のディーラーへの輸送、輸出入された車両の船舶から納入先への移動等を業とする者が、当該事業を行う場合に許可を受けて、通常の登録・検査を受けずに自動車を運行させることができる制度。



[回送運行業者の使用するナンバープレート]

現状・課題

- 回送運行の許可の有効期間は法律で5年とされているが、回送運行業者の使用する回送運行許可証及びナンバープレートは最長1年の貸与制度となっている。許可証等の有効期間は累次の規制緩和により、延長されてきているところ。
- 今般、回送運行業者の更なる事務負担の軽減、事業活動の円滑化の観点から、回送運行許可証の有効期間の延長等を行う必要がある。

有効期間の 制定・延長した年	許可の 有効期間	回送運行許可証 ・ナンバープレートの 有効期間
昭和44年	1年以内	1ヶ月以内
昭和57年	2年以内	3ヶ月以内
平成6年	3年以内	6ヶ月以内
平成16年	5年以内	1年以内

改正内容

現行

「回送運行許可」の有効期間は5年以内
「回送運行許可証及びナンバープレート」の有効期間は1年以内

回送運行許可証等の有効期間が満了した場合は3日以内に返納しなければならない。

改正案

「回送運行許可証」等の有効期間についても「回送運行許可」の有効期間に合わせ5年以内に延長。

返納の猶予期間を3日以内から5日以内に延長

現状・課題

- 自動車の検査(車検)における保安基準への適合性の審査は、自動車検査独立行政法人(検査法人)のほか、民間の整備工場でも受けることができ、その割合は全体の約7割を占めている。
- しかし、貨物自動車を中古で購入した場合等に受ける新規検査では、構造変更が多いため、民間の整備工場で審査を受けることが認められておらず、ユーザー等の利便性が低い。

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定) (抄)

- Ⅱ 事務・事業の見直しについて
 - 技術面等から民間で実施可能な定型的検査・分析等の業務については、公平・中立性を確保した上で、可能な限り民間で実施する。
- (別表)各独立行政法人について講ずべき措置
【自動車検査独立行政法人】
- 指定整備工場の指定要件の緩和、認証工場への周知及び働きかけの強化等を通じ、指定整備率を向上させ、大幅な民間移管を検討し、実施する。

改正内容

貨物自動車(小型※)を中古で購入した場合等に受ける新規検査を、民間の整備工場でも審査可能とする

※構造変更の余地が少ない小型の貨物自動車を対象

＜改正後、民間の整備工場でも中古新規検査の審査を受けられる貨物自動車の例＞

● 1BOXバン(キャブオーバ型バン)



● ライトバン(ボンネット型バン)



効果

年間約5万件の該当車両の新規検査の審査について、民間整備工場で実施することが可能となるため、ユーザーの利便性が向上。